

ご存知ですか  
**住宅改造費助成制度**

▼問合せ 福祉グループ ☎079 (435) 2361

高齢の人や障がいのある人が住みなれた住宅で安心して自立した生活を送るために、既存の住宅を改造する場合、その費用の一部を助成しています。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。



申請にあたっては、必ず工事前の申請が必要です。また、申請は、1住宅1回限りです。

▼対象 播磨町に住所があり町税を滞納せず、次のいずれかに該当する世帯（所得制限がありません）

▽一般型 60歳以上の方がいる世帯

▽特別型 ①介護保険の要介護・要支援の認定を受けている方がいる世帯

②身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方がいる世帯（条件があります）

▼助成要件 耐震診断の実施（昭和56年6月以降に建築された住宅は不要）

▽一般型 2カ所以上の手すりの取り付け、または屋内の段差解消（助成金は最高33万3千円まで）

▽特別型 対象者が自宅で日常生活を送るために必要な住宅の改造であり、住まいの改良相談員が必要と認める工事が対象となります。



▼助成対象箇所と限度額

改造箇所	限度額	
	一般型	特別型
浴室・洗面所	40万円	45万円
トイレ	30万円	24万円
玄関	20万円	18万円
階段・廊下	10万円	16万円
居室	10万円	19万円
台所	10万円	16万円

※限度額の合計は100万円まで。他の制度が優先する場合、合計で100万円まで。

▼助成率

一般型	1/3	所得制限あり
特別型	3/3	生活保護法による被保護世帯
	9/10	町民税非課税世帯
	9/10	所得税非課税世帯で町民税均等割のみの世帯
	2/3	所得税非課税世帯で町民税所得割及び均等割課税世帯
	1/2	生計中心者が前年分所得税課税で所得税額が7万円以下の世帯（一般型で定める所得を超える世帯を除く）
1/3	生計中心者の前年分所得税額が7万円を超える世帯（一般型で定める所得を超える世帯を除く）	

※介護保険制度の「住宅改修費支給」などを優先し、超えた額をこの制度により助成します。原則、介護保険制度の住宅改修を初めて受ける場合にのみ併用できますので、ご注意ください。

**国民保護法と播磨町国民保護計画**

▼問合せ 危機管理グループ ☎079 (435) 0991

国民保護法とは

国民保護法は正式名称を「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、平成16年9月に施行されました。内容は、万が一、日本が外部から武力攻撃を受けたり、国内で大規模なテロなどが発生したりした場合に、国民の生命や身体および財産を保護するため、国や地方公共団体が担う責務、国民の協力、住民の避難、避難住民の救援、平常時からの備えなどについて定められています。また、県や市町が作成する国民保護計画についても定められています。

国民保護計画とは

国民保護計画は、「国民保護法」や国が定めた「国民の保護に関する基本指針」などに基づき、県や市町などの地方公共団体が作成する計画です。播磨町では、武力攻撃や大規模テロが発生した場合に備え、播磨町地域防災計画における避難・救助および消防に関する事項と整合を図り、国の基本方針や県の国民保護計画を参照し、県と協議しながら播磨町国民保護計画を作成しています。

なお、播磨町国民保護計画については、関係機関の代表者などで構成される「国民保護協議会」に必要に応じて諮問し、変更などを行っています。

国民保護計画が対象とする事態とは

国民保護計画で想定する事態は「武力攻撃事態」と「緊急対処事態」の2つに大別され、それぞれ具体的な事態を想定しています。

①武力攻撃事態の想定

- ・着上陸侵攻
- ・ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ・弾道ミサイル攻撃
- ・航空攻撃

②緊急対処事態の想定

- ・危険性を内在する物質を有する施設などに対する攻撃
- ・多数の人が集合する施設、大量輸送機関などに対する攻撃
- ・多数の人を殺傷する特性を有する物質などによる攻撃
- ・破壊の手段として交通機関を用いた攻撃など

播磨町国民保護計画について

平常時からの備えに努め、災害時には避難、救援を速やかに行います。

町の国民保護計画では、武力攻撃による災害などに備え、住民の皆さまへの警報の伝達や避難の指示、誘導方法のほか、皆さまを守るためのさまざまな事項について定めています。

①平素からの備えや予防

- 武力攻撃災害などに備えるため、次のようなことに取り組んでいます。
- ・町における組織や体制の整備
- ・関係機関との連携体制の整備
- ・情報収集や提供などの体制整備
- ・職員への研修や訓練
- ・避難や救援に関する基礎的資料の収集及び準備
- ・物資や資機材の備蓄及び整備
- ・住民への啓発

②武力攻撃事態などへの対処

- 住民の皆さまを守り、被害をできるだけ小さくするため、迅速かつ的確に次のようなことに対処します。
  - ・初動体制の確立
  - ・関係機関相互の連携
  - ・警報の伝達や避難住民の誘導など
  - ・安否情報の収集及び提供
  - ・避難住民への施設や食料などの提供
  - ・消防に関する措置など
- ※詳しくは町のホームページをご覧ください。

**年金**

**付加保険料を納付しませんか**

付加保険料とは

平成28年度の老齢基礎年金の年金額は、40年間の保険料をおさめた場合の満額で78万100円になります。老後にこの年金額をもう少し引き上げたいとお考えの方には、付加年金制度が設けられています。これは、毎月の国民年金保険料（平成28年度は1万6千260円）に付加保険料（400円）を上乗せして納付すると、老齢基礎年金に上乗せして支給される仕組みです。

厚生年金などの被用者年金制度に加入している方は報酬によって保険料や給付額が増減しますが、第一号保険者の場合は、保険料と給付（老齢基礎年金）が定額になっています。

付加保険料の額は定額

付加保険料の額は月額400円です。付加保険料を納付することができるとは、第一号被保険者または任意加入被保険

▼問合せ

保険年金グループ ☎079 (435) 2581  
加古川年金事務所 ☎079 (427) 4743

者（65歳以上の方を除く）の方です。

付加保険料は納付の届け出を申し出た月から納付することになり、いつでも任意のときに申し出て、その納付をやることもできます。

付加年金額は

付加年金額の計算は、200円×付加保険料月数となります。

なお、付加年金は、老齢基礎年金の受給権を得た月の翌月から支給されます。老齢基礎年金を繰上げ受給または繰下げ受給する場合には、付加年金額も老齢基礎年金の減額率・増額率に応じて減額・増額されます。

付加保険料の手続きは

付加保険料の納付申出の手続きは、「国民年金付加保険料納付申出書」を住民登録している市区町村役場の国民年金担当窓口へ提出します。

- ▼必要書類など
- ①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
- ②認め印

